

一般社団法人 日本原発性アルドステロン症協会

賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本原発性アルドステロン症協会（以下、当法人）定款第6条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の当法人に対する協力と理解を高めることにより、当法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、当法人の趣旨に賛同し、当法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(賛助会員に対する事業)

第3条 当法人は第1条に定める目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 当法人が作成又は発行する資料の提供
- (2) その他第1条に定める目的を達成するために必要な事業

(加入)

第4条 賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める様式による申し込みをし、全理事の承認を得るものとする。

(会費)

第5条 賛助会員は、入会費及び年会費を納入するものとする。

- 2 入会費は、50,000円とする。
- 3 年会費は、1口の年額を10,000円として1口以上を負担するものとする。
- 4 年会費の期間は、毎年4月1日から3月31日の1年間とする。

(退会)

第6条 賛助会員が退会しようとするときは、当法人が別に定める様式により届け出るものとする。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の特別決議により、これを

除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) 本定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であつて必要な事項は、理事会で定める。

附則

1. この規約は、平成23年10月1日より施行する。